

野々市市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、野々市市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年1月25日

野々市市監査委員 小松 靖 典

野々市市監査委員 大東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和2年11月30日（月）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和2年12月25日（金）
- 3 措置通知があった年月日 令和3年1月18日（月）
- 4 措置を講じた部局 総務部税務課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容（改善等内容）
<p>人事管理</p> <p>事務分掌表に、年度当初から休職中の職員を副主任として配置している事例が見受けられるが、他の職員との複数人体制とする等の配慮をされたい。</p>	<p>休職中の職員を副主任に配置した事務については、その職員が復帰後、無理なく従事できるものを選択している。また、副主任が不在でも係内でバックアップできる体制は整えているが、今後は休職職員が単独で副主任になることがないように配慮する。</p>